

# 社会福祉法人 成城会

## 新型コロナウイルス感染症防止行動指針

### 1.基本方針

- (1) 下記の3つの条件（3密）が重なることを徹底的に回避するように心がけて行動すること。
  - ①換気の悪い密閉空間
  - ②多数が集まる密集場所
  - ③近距离での会話や発声をする密接場所
- (2) 日常的に人との間隔をできるだけ2 m以上（最低1m）あけ、マスクの着用、手洗い・アルコール消毒の励行などの基本的な感染症対策を徹底する。

### 2.業務上の留意事項

- (1) マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底し、入浴介助等でマスクの着用が難しい場合はフェイスシールドを着用する。
- (2) 共有する物品等は定期的に消毒する。
- (3) 利用者のご家族の面会等はお断わりする。利用者の外出は原則禁止とし、換気が十分に取れる屋外であること、飲食しないことを前提とした外出は許可する。
- (4) 業者の立ち入り時には検温と体調確認、手指のアルコール消毒及びマスク着用の呼びかけを行う。  
37.5℃を超える発熱が認められた場合は立ち入りをお断わりする。
- (5) 施設内には空間除菌脱臭機「ジアイーノ」を設置、使用方法について職員間で周知し、24 時間稼働させておくこと。
- (6) 毎日、入居者が居室から出ている時間は居室の窓を開放して換気を行うこと。共同生活室や職員の休憩室等も同様に行うこと。
- (7) 職員の休憩時等、対面での飲食はしないこと。またなるべく休憩時間が重ならないようにするなど配慮すること。
- (8) 他事業所間の職員の行き来は極力減らすこと。業務上やむを得ず行き来の必要がある場合はその都度手洗い及び手指消毒を行うこと。
- (9) 各種会議や研修会等に参加する場合は、マスクの着用、手指消毒を徹底、パーティションの設置等をして、できるだけ3密を回避するなどの防止対策に努める。

### 3.感染時及び体調不良時の判断

- (1) 発熱、咳、全身の倦怠感等の風邪等の症状がみられる場合は、出勤せず管理者に報告すること。また、かかりつけ医もしくは帰国者接触者相談センターに連絡し指示を仰ぐこと。継続した体調不良が続き PCR 検査等を受けた場合は必ず結果を管理者に報告すること。
- (2) 保健所から濃厚接触者として特定された場合は、速やかに管理者に報告し、14 日間は自宅待機とする。